

山口県
長門市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額	従業員（人以上）			
長門市	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長門市	長門市企業立地 促進条例	H27.9 (R1.6改正)	<p>市内において新增設を行なう事業所で、次のいずれにも該当すること</p> <p>① 投下固定資産総額が1億円（中小企業者にあつては5,000万円、市内中小企業者にあつては3,000万円）以上であること</p> <p>② 新たに増員する雇用者のうち市内に住所を有する者が5人（中小企業者にあつては3人）以上であること</p> <p>③ 市税（料）の滞納がないこと</p> <p>【対象となる業種】 製造業、情報サービス業、インターネット付属サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、学術・開発研究機関、デザイン業、広告業、旅館・ホテル業、コールセンター業</p>	<p>企業立地奨励金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投下固定資産総額の対象となった固定資産のうち、規則で定めるものに係る固定資産税の額に相当する額 ○ 事業所の事業開始日以降最初に当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度から3年間 ○ ただし、長門市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例、長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例、長門市税条例に規定する生産性向上特別措置法の課税の特例の規定による固定資産税の課税免除を受けることが出来る場合にあつては、固定資産税課税免除の最終年度の翌年度から3年度間の期間 ○ 3年度間の奨励金の合計額が1億円を超えるときは1億円を限度とする ○ 事業に関連する施設とは、事務所、倉庫、及び従業員寮をいう

